

広報あおもり

2024年 12月号



青森県警察シンボルマスコット
「アピーくん」&「レピーちゃん」

青森県警察本部 広報課

～目次～

- 年末特別警戒活動実施中【生活安全企画課】
- 特殊詐欺の被害をなくそう！【生活安全企画課】
- あなたの心に寄り添う相談電話「性犯罪被害110番」があります【捜査第一課】
- 暴力団の違法な活動に関する情報の積極的な通報と暴力団犯罪被害の早期届出の推進【捜査第二課】
- 冬の交通安全県民運動のお知らせ【交通企画課】
- 夕暮れ時・夜間の交通事故を防止しよう【交通企画課】
- 横断歩行は歩行者優先【交通企画課】
- シートベルト・チャイルドシートで命を守ろう【交通企画課】
- 飲酒運転はやめよう【交通指導課】
- 《お知らせ》年末年始の運転免許窓口【運転免許課】
- 12月の広報予定



年末特別警戒活動実施中

生活安全企画課

青森県警察では、年末に発生が増加が懸念される犯罪や事故等を未然に防止し、県民の**日常生活の安全と平穏を確保する**ことを目的に、「**年末特別警戒活動**」を実施します。警戒活動に対する御理解と御協力をお願いします。

【特別警戒取締り期間】

令和6年12月12日(木)～令和6年12月31日(火)までの20日間

【活動重点】

- (1) 強盗事件等各種犯罪の未然防止及び街頭警戒活動の強化
- (2) 飲酒運転の根絶に向けた取組の強化
- (3) 暴力団排除活動等の積極的な推進
- (4) テロ等重大事案の未然防止

【犯罪防止対策】

◇強盗対策◇

強盗などの被害に遭わないよう

- 〈自宅〉 外周の見通しを良くし、在宅中も鍵を掛ける
- 〈店舗〉 強盗模擬訓練の実施、店舗内外の見回りによる警戒
お客様への積極的な声掛け
- 〈共通〉 防犯カメラ、通報装置など防犯機器の整備・点検

など、**防犯体制**の見直し・強化をお願いします。



◇特殊詐欺対策◇

特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害が幅広い世代に広がっています。特殊詐欺では特に**副業**に関連したサポート料名目や違約金名目での被害が多発しています。

「投資のためにアプリをインストールして」「指示通りに振り込めばもうかる」というのは詐欺です!!

電話やメール、SNSでのお金の話は詐欺を疑い、家族や知人、警察に相談しましょう。

特殊詐欺の被害をなくそう!

生活安全企画課

◇青森県内の令和6年10月末現在の特殊詐欺発生状況（暫定値）

認知件数 **79件**

被害金額 **約1億2,962万円**

10月末までに認知した79件のうち、**55件が架空料金請求詐欺**でした。

架空料金請求詐欺とは、架空の名目を理由にお金をだまし取ることです。今回は、そのうちの「パソコンのウイルス除去費用名目」と「副業」をかたる手口をご紹介します。

架空料金請求詐欺

●パソコンのウイルス除去費用名目の手口

パソコンを操作中に警告音が鳴り、画面に「ウイルスに感染しました。サポートセンターはこちら。」などと表示され、画面に表示された電話番号に電話をかけると「修理代としてコンビニで電子マネーを買って、コードを教えてください。」などと指示されます。

⇒ 一度支払うと、理由をつけて何度もお金を要求されます!
(例：電子マネーのコードが読み取れなかったなど)



●副業をかたる手口

インターネットやSNSで副業の広告を開くと、相手からSNSでのやりとりを要望されます。その後、副業(実際は嘘)を勧められ、手数料などを名目に指定された口座への振込を求められます。

例①「3分程度のタスクを完了するだけで報酬がもらえます。報酬を受け取るためには、報酬の4割ほどを前払いで振り込んでいただく必要があります」

⇒ 振り込んでも、**報酬は振り込まれません!**

例②「ネットで商品販売を始めるために、指示通り代金を振り込んでください。」

⇒ 副業の報酬を出金しようとしても、引き出すことはできません!



青森県警察特殊詐欺被害防止キャラクター「サキかもくん」

携帯電話を使用しながらATMを操作している方や、コンビニで多額の電子マネーを購入しようとしている方を見かけたら、「詐欺の被害に遭っていませんか」と声掛けをお願いします。

身に覚えのないお金の話は一人で対応せず、家族や知人、最寄りの警察署または交番・駐在所にご相談ください。

警察相談専用電話 #9110または017-735-9110

あなたの心に寄り添う相談電話

「性犯罪被害110番」があります

～何度でも伝えます。「あなたは悪くない。」～



性犯罪の被害にあわれた方は、「恥ずかしい。」「自分にも落ち度があった。」などと思
い込み、誰にも言えずに、一人で苦しんでしまう傾向があります。

被害にあわれた方は決して悪くありません。

悪いのは卑劣な犯人です！

青森県警察本部では、性犯罪の被害にあわれた方やそのご家族・ご友人の方等を対象
とした、性犯罪被害専用の相談電話

「**性犯罪被害110番**」を設置しています。

あなたは1人ではありません。まずは相談しませんか？

「性犯罪被害110番」

0120 - 89 - 7834

【全国共通相談電話】 **# 8 1 0 3** (ハートさん)

* 全国共通相談電話は、ダイヤルすると発信された地域を管轄する各都
道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。



曜日	時間	受付者
月～金	8:30～17:15	希望する性別の 警察官が対応
	上記以外の時間	当直の警察官が対応
土・日・祝祭日	24時間	当直の警察官が対応

※ 当直時間帯は、希望する性別の警察官が不在の場合もあります。

相談？被害届？あなたの要望に応じて柔軟に対応します。

捜査の担当は、被害にあわれた場所を管轄する警察署となりますので、相談がなされ
ると、必要に応じて相談窓口から管轄警察署または最寄りの警察署へ情報提供をします。

その後、情報提供を基に日程を調整し、担当がお話を聞くこととなります。

相談のみで終了することもできますし、犯人への処罰が希望であれば犯人検挙に向け
た捜査を開始します。(事情聴取、書類作成、証拠品の提出等にご協力頂きます。)

被害者の**精神的、経済的負担を軽減するための各種支援**もありますので、お気軽にお
尋ね下さい。



暴力団の違法な活動に関する情報の積極的な通報と 暴力団犯罪被害の早期届出の推進

～暴力団の摘発には皆様の情報提供が不可欠です～



◎ 暴力団に関する相談窓口

暴力団が恐れるもの

それはあなたの暴力団を恐れない「勇気」なのです。

暴力団からの不当な要求や嫌がらせでお困りの方は、お近くの交番、警察署又は公益財団法人青森県暴力追放県民センターへご相談を



○ 警察 017-735-9110または
#9110 (プッシュホン電話)

○ 公益財団法人青森県暴力追放県民センター
ナニサ ヤクザゼロ
017-723-8930

◎ 匿名通報ダイヤル

暴力団や匿名・流動型犯罪者グループ（犯罪組織）が関与する犯罪等やオンラインカジノ賭博事犯の通報を匿名で受け、有効な通報を行った方に対して、情報料（100万円以内）が支払われます。

0120-924-839

<http://www.tokumei24.jp>

（電話受付は月～金 10:00～17:00）



冬の交通安全県民運動のお知らせ

交通企画課

1 期間

令和6年12月11日（水）～12月20日（金）までの10日間

2 運動の重点

(1) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止

歩行者は、反射材用品や明るい目立つ色の服装を積極的に着用するなど、「見てもらう」ことを意識しましょう。

信号機のあるところでは信号に従う、横断禁止区間では道路の横断をしないなどの基本的な交通ルールを遵守してください。

横断歩道を渡る際は、「渡る合図とありがとう」の「ハンド&サンクス」で、十分に安全を確認してから渡ってください。



(2) 高齢運転者等の交通事故防止対策

加齢等に伴う身体機能の変化によって、運転に不安を感じている高齢運転者の方は、運転免許の自主返納を検討しましょう。

手続きについては、免許センターもしくは最寄りの警察署等にご相談ください。

免許を継続する方は、衝突被害軽減ブレーキ等が搭載された安全運転サポート車の購入を検討するなど、事故を起こさないような対策を取りましょう。

(3) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

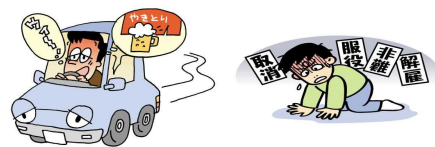
飲酒運転は重大な犯罪です。

飲酒して運転するだけでなく、運転する人にお酒を飲ませたり、車を貸したり、同乗したりすることも犯罪です。

職場や家庭でも、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを進めていきましょう。

また、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）は、絶対にやめましょう。

「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った優しい運転を心がけましょう。



(4) 冬道の安全運転の推進

積雪・凍結した道路を走行する際は、「急ブレーキ・急ハンドル・急加速」など「急」のつく行動を厳に慎み、「時間・車間距離・心」に”ゆとり”を持った運転を心がけましょう。

また、橋の上やトンネル内などは、路面凍結に注意して運転してください。



夕暮れ時・夜間の交通事故を防止しよう

交通企画課

これからの季節は、日没が早まり、夕暮れ時から夜間にかけて、交通事故が多発する傾向にあります。

歩行者の皆さんも、ドライバーの皆さんも、「**自分の存在をアピール**」することが大切です。

県民の皆さん一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故を起こさないように、また、交通事故に遭わないようにしましょう。



○ 歩行者の皆様へのお願い

夕暮れ時・夜間に外出する時は、**反射材用品の着用**が効果的です。運転者からよく見えるよう、明るい色の服装と反射材用品の着用を心掛けましょう。

また、車のライトが点灯していても、運転者から歩行者が見えているとは限りません。道路を横断するときは、車の動きをよく見て、安全を確認しましょう。



○ 自転車利用の皆様へのお願い

自転車に乗る際は、**ヘルメットを着用**し、夕暮れ時は、自分の存在をアピールするため、ライトの早め点灯と反射材の着用を心掛けましょう。

自転車乗車中の「ながらスマホ」・「酒気帯び運転」の罰則が強化されました!

違反者は自転車運転者講習制度の対象となります。



○ ドライバーの皆様へのお願い

スピードを控えめにし、**早めのライト点灯**で、見ること、見せることを徹底しましょう。特に、横断歩道では、歩者がいないか十分確認しましょう。

また、夜間に対向車・先行車がない時は、ライトを上向きにして、危険を早期に発見しましょう。



横断歩道は歩行者優先

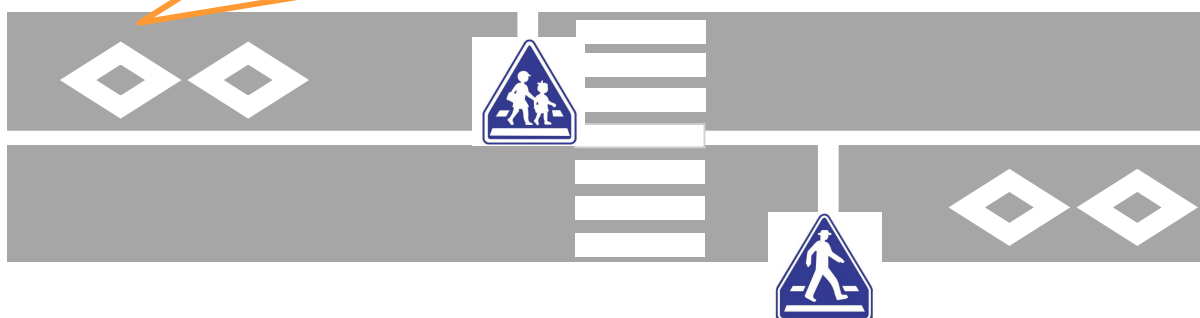
交通企画課

今年8月にJAFが実施した「信号機のない横断歩道における実態調査」によると、青森県内における横断歩道手前での車両の一時停止率は、**59.9%**（前年比+12.5%）でした。全国平均を上回ったものの、いまだ4割の車両が停止していない状況です。

車両の運転者は、「**横断歩道は歩行者優先**」の意識を持ち、歩行者は、手を上げるなど運転者に合図をして安全に横断しましょう。

	青森県	全国	
令和6年	59.9%	53.0%	全国17位
令和5年	47.4%	45.1%	全国26位
令和4年	56.7%	39.8%	全国7位
令和3年	14.0%	30.6%	全国ワースト3位

このひし形マークは、「この先に横断歩道があります」ということを意味します。



車両等は、横断歩道に接近する場合、

- **近くに歩行者がいないか確認**
- **横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速**
- **横断歩道を横断している、または、横断しようとしている歩行者がいる時は手前で一時停止**

するようにしなければなりません。

※ これらのルールに違反すると、「**横断歩行者等妨害等**」の違反となります。

罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

違反点 2点

反則金 大型等 12,000円 普通 9,000円

二輪 7,000円 原付 6,000円



◇ **ルールを守って、大切な命を守りましょう!** ◇

シートベルト・チャイルドシートで命を守ろう

交通企画課

道路交通法により自動車の運転者は、

- シートベルトを着用しないで運転してはならないこと
- シートベルトを着用しない人を乗せて運転してはならないこと
- チャイルドシートを使用しない6歳未満の子供を乗せて運転してはならないこと

と定められています。

令和5年中の自動車乗車中の交通事故死者15人のうち、シートベルトを着用していなかった方が7人でした。

令和5年に実施されたシートベルト着用状況調査では、一般道における青森県内の運転席・助手席のシートベルト着用率は全国平均を上回っています。

しかし、後部座席の着用率は約4割で全国平均を下回るという結果になっています。

また、チャイルドシート使用状況調査でも、青森県内のチャイルドシートの使用率は全国平均を僅かに下回り、約2割以上が未だにチャイルドシートを正しく使用していない状況にあります。

調査結果

	本県	全国
運転席	99.6%	99.2%
助手席	98.4%	97.1%
後部席	41.1%	43.7%
チャイルドシート	75.0%	76.0%

「スピードが出ていないから大丈夫」、「子供をしっかり抱っこしていれば大丈夫」と考えていませんか？

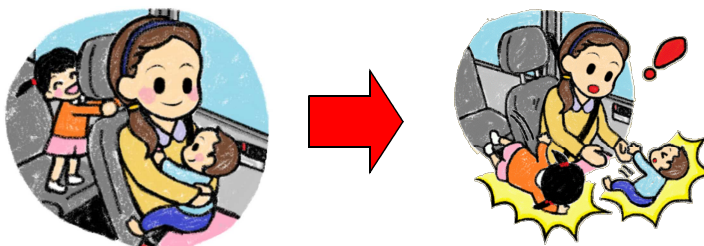
- チャイルドシートを使用していなかったために、事故の衝撃でダッシュボードや窓ガラスに体をぶつけ、大怪我を負う
- 車内から外に放り出されて全身に大怪我を負う

という交通事故が発生しています。

また、自分の車のスピードが遅くても、相手の車のスピードが速ければ、衝突時の衝撃は大きくなります。車は鉄の塊であり、その衝撃による反動は、人間の力では到底支えられるものではありません。

運転者は、シートベルトやチャイルドシートは自分と同乗者の「命を守る」

という意識を持ち、全ての座席でのシートベルト着用とチャイルドシート使用をお願いします。



飲酒運転はやめよう！

飲酒運転は、重大な交通事故を引き起こす可能性が極めて高い危険な犯罪です。県民の皆様一人ひとりが、「**飲酒運転は絶対しない、させない**」ことを徹底し、飲酒運転の根絶を図りましょう。

交通指導課

飲酒運転には厳しい処分が！

酒酔い運転	酒気帯び運転	
罰則 無条件で……	罰則 呼気中アルコール濃度 0.15mg/ℓ以上	罰則 呼気中アルコール濃度 0.25mg/ℓ未満
35点 欠格期間3年	25点 欠格期間2年	13点 欠格期間2年
免許取消し	免許取消し	免許停止 90日

※) 前歴及びその他の累積点数がない場合
 ※) 欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間

さらに飲酒運転で交通事故を起こし人を死傷させてしまうと……

- アルコール又は薬物の影響により、正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ人を死亡させた場合 **免許取消し 1年以上の有期懲役(最長20年)**
- アルコール又は薬物の影響により、正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、よってアルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り人を死亡させた場合 **免許取消し 15年以下の懲役**
- アルコール又は薬物の影響により、正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、よってアルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り人を負傷させた場合 **免許取消し 12年以下の懲役**

などの危険運転致死傷罪に問われることもあります。

また、自動車の運転者だけでなく、飲酒運転するおそれのある者への**車両提供行為、酒類提供行為、飲酒運転車両の同乗者**に対しても罰則があります。



車両の提供者	酒類の提供者・車両の同乗者
酒酔い運転 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	酒酔い運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	酒気帯び運転 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



《お知らせ》 年末年始の運転免許窓口

年末年始は、窓口が大変混み合うと予想されます。手続きにも時間がかかることが予想されますので、あらかじめご了承ください。



《 運転免許試験 》

	令和6年最終日	令和7年開始日
運転免許センター	12月27日(金)	1月6日(月)
八戸試験場	12月26日(木)	
弘前試験場	12月27日(金)	1月7日(火)
むつ試験場	12月24日(火)	

《 運転免許更新 》

	令和6年最終日	令和7年開始日
運転免許センター	12月26日(木)	1月5日(日)
八戸試験場		1月6日(月)
弘前試験場	12月27日(金)	1月5日(日)
むつ試験場		

他の手続や各種手続時間、各警察署の受付事務等について、詳しく知りたい方は、青森県運転免許センターにお問い合わせするか県警ホームページをご覧ください。



【 お問い合わせ先 】

青森県警察本部交通部運転免許課免許係
(青森県運転免許センター内)

電話 017-782-0081



～12月の広報予定～

○ テレビ放送予定

放送予定はありません。

○ ラジオ放送予定

エフエム青森「あおもり・ふぁん」(毎週月曜日～金曜日 16:55～17:00)

第4週(23日から27日)	・「性犯罪被害110番」相談電話のお知らせ
---------------	-----------------------

RABラジオ「県広報タイム」(毎週月曜日～木曜日 7:30～7:35)

第1週(2日から5日)	・年末・年始の運転免許業務実施日のお知らせ ・「性犯罪被害110番」相談電話のお知らせ
第4週(23日から26日)	・冬休みにおける少年の非行や犯罪被害を防止しよう

○ 音楽隊の派遣予定

12月1日(日) 第42回交通安全チャリティー大会 12:00～12:30 (五戸町:五戸町立公民館)
12月7日(土) 令和6年度 憩いのコンサートin大間 13:00～14:30 (大間町:北通り総合文化センターウィング)
12月24日(火) つくしが丘病院慰問演奏会 14:00～15:00 (青森市:つくしが丘病院 レクリエーション室)